

2. 手話通訳者の養成・研修に学ぶ

社会福祉法人全国研修センターの事業

高田 英一・坂井田美代子

社会福祉法人全国手話研修センターの事業

社会福祉法人全国手話研修センター

高田英一
坂井田美代子

1. はじめに

「手話は言語である」。このことはことさら新しい考え方ではない。

戦前の著名な大阪市立ろう学校高橋潔校長も、ろう運動の先達であり、戦後に全日本ろうあ連盟創立の中心的人物となった藤本敏文氏も、それぞれの文献で語っている。^(註1)

言語には、音声による言語すなわち音声言語（以下音声語、日本では国語）と動作による言語すなわち動作言語、一般的には手話（以下手話、日本で使われている手話を特定する場合は日本手話）の二つの言語があることが今では理解されるようになった。結論的には、この二つの言語は人類にとってただ二つだけの言語である。

彼ら先駆者は手話が言語であることを本質的に理解していた。ただ、当時では現代のように、言語の定義あるいは条件とは何かを仔細に追求しなかったし、することもできなかったように思われる。

しかし、国連がその人権規約（B）で言語の平等権を国際的に、条約という国際法の形で明確に規定してから、手話を言語と認定すること、例えば現在国連で審議中の「障害者権利条約」（案）に明確に定義することが、非常に重要な課題となった。なぜなら、既に言語の平等権は規定されているので、手話を言語と定義すれば、各国国内で音声語と同等に手話による表現の自由を保障し、ろう学校などで手話教育を保障し、手話通訳の自由な利用を万人に保障するなど、手話と音声語の同権を認める根本的な法的根拠を提供することができるからである。

2. なぜ手話か

コミュニケーション手段としての音声語は音声と聴覚に依存する。それゆえそれを使いこなすには、まず聴覚が必要である。ところが聴覚に障害のある聴覚障害者またはろう者（以下ろう者）は音声語を使うことが困難なので、動作と視覚に依存する手話を自然的に選択することになる。人は聴覚に障害のある、なしによって自らに最適のコミュニケーション手段を選択する。

手話は見なれない人から見れば身振りやジェスチャーとは区別はつかないだろう。しかし、それ手話は必要な語彙を備えている点で身振りやジェスチャーからは截然と区別される。

今までのろう教育は転倒していた。口話教育にせよ、手話教育にせよそれらはリテラシー獲得の前提であり、リテラシー獲得のための手段としてしか見なかった。課題はこのように建てるべくなく「ろう者は手話を身につける権利がある」ことを前提とすべきであったのである。それは健聴者が音声語を身につける権利があることと同断であろう。

いいかえれば、手話がろう教育に役立つか否かは問題でなく、手話を身につけることこそ無条件の前提であり、次いでリテラシーの獲得はいかにあるべきかを問題とすべきであったのである。リテラシー獲得に口話教育か、手話教育の何れが有効かと、という議論はろう者の人権を無視して初めて可能な議論である。

健聴者が幼児から音声語コミュニケーションを身につけ、それに基づいてリテラシーを獲得するなら、ろう幼児が手話コミュニケーションを身につけリテラシーを獲得する権利があり、それに筋道をつけることがろう教育に関わる専門家の責任といえる。

3. 手話の成立

手話が成立するためには、宗教伝導あるいは教育などの目的で、ろう者あるいはろうの子どもが人為的に集められ、子どもの間だけでなく、その子ども達が大人になっても集団生活、少なくとも交際、交流を持続させる機会すなわちコミュニティが必要である。そのようなコミュニティがあつて初めて、動作と視覚に依るコミュニケーション手段は、手話として発達、成立することができる。その時期は、国際的には各国毎に異なるとはいえ、ろう学校の誕生と機をほぼ同じくし、各国の手話の成立はろう学校の誕生に応じた年代とみなすことが妥当であろう。

わが国のろう学校の誕生は明治11（1878）年の京都盲唖院（現京都府立ろう学校）が最初で、これにより初めて持続的なるろう者集団が形成された。京都盲唖院を創設した古河太四郎は、ろう者、ろうの子ども達のコミュニケーションを観察し、ろう者のコミュニケーション手段は動作・視覚によることが必然、かつ必要と理解したに違いない。それゆえ、この子ども達の教育に手話、正確には前（段階的な）手話の利用を思い立ったと思われる。

4. 初期の手話

古河太四郎氏のろう教育起源の記録ともいえる「古川氏盲唖教育法」^(註2)には、当時の手話を知る貴重な手話イラスト資料が掲載されている。今では、手話はイラストで表すことが普通だが、この本に掲載されているのはわが国最古の手話イラスト集であろう。

古川氏が手話を創作あるいは考案しようとしたのはろうの子どもを教育するためには手話語彙が不足していたからであろう。ただ、それはろうの子どもたちを教育する立場、ろう者から知的に抜きんでいた立場からの判断だったからで、ろう者の立場からみれば当時の手話語彙は十分だったといえるかも知れない。しかし、当時の考えられるろう者集団の歴史的な浅さ、貧弱な規模、社会参加のレベルからみれば、前手話の時代と考えるのが妥当であろう。この明治時代は、健聴の教育者が関与することによって、手話と音声語の接点が生まれ、ろう者の社会参加が始まり、前手話が言語である手話として飛躍する手話搖籃の時代とみることができる。

5. 大阪市立ろう学校の貢献

いわゆる純粋口話教育が全国を席巻し始めた昭和10年前後の時期に、わが国で唯一手話教育を推進した大阪市立盲唖学校（現大阪市立ろう学校 以下市立ろう学校）は手話の造語に努めた。それらの成果には〈北〉や〈川〉など漢字をアレンジした手話名詞などに多くみられる。

重要なことは、当時の市立ろう学校の高橋潔校長が「手真似（手話）というものは、研究して見れば見るほど一般人が言われるような単純なもので無ければ、普通人にも解る、解らぬは別として、聾唖者同志の間に何の不便もなく、随分デリケートな、そして複雑した話もなお自由にする事が出来得るものであり、その手真似は普通人に難しいものであるかも知れないけれども、聾唖者には非常に覚え易いものである事を知りました（後略）」^(註1)と述べていることである。

この発言は、遅くとも昭和一桁のこの時期に手話は搖籃期を脱して、言語としての手話が成立したこ

との証言とみることができるだろう。何の不便もなく、自由に話しができること、これが言語の基本的な条件ではないか。

6. 戦後の発展・共通手話の成立

第二次世界大戦後には、新憲法のもと、これまでの教育に関わるの管理職の健聴者教師などによる頸木を逃れて自主自立の組織として財団法人全日本ろうあ連盟（以下連盟）を立ち上げた。この組織的自立こそろう者自身による手話発展を保障したのである。

全国的なろう者の統一組織、連盟の成立は当然のこと全国的なろう者の結集あるいは交流を発展させたが、問題となったのは、手話の地域性、すなわち手話方言の存在であった。手話はろう学校、またはろう学校の卒業生を核としてその地域ごとに発達したので、ろう学校の異なる地域が交流しようとするば、その地域ごとに制約された手話がコミュニケーションの障害となる。

そこで、連盟は全国的な標準的手話の整備に取り組み、その成果が昭和44（1969）年に刊行された「わたしたちの手話」初版第1巻（以下第1巻）である。

連盟は第1巻に記載された手話単語を絶対的なものとして全国的な使用を強制せず、地域の手話単語（手話方言）と共に存させながら普及を図った。この方針によって、この標準手話は手話方言と発展的競合をしながら、ごく自然に全国にとけ込んでいった。

時を経て、平成9（1997）年、8,320語という豊富な見出し語を採録し、用例も加えた我が国で初めての本格的な手話辞典「日本語－手話辞典」が、連盟日本手話研究所により刊行された。それは誤字、脱字、印刷ミス、イラストや動作説明の誤り、その他部分的な誤りなどの指摘は多く出されたが、この手話単語は違うといった手話そのものに対する批判、抗議はただの一つもなかった。このことは、第1巻刊行以後に続いた第10巻までの「わたしたちの手話」などの普及を通じ、ろう者はもとより手話サークルを含めて標準手話に対する理解と使用は広がり、手話は地域的な差異を保存しながら全国的な共通性を備えていったことを証明する。

7. 手話の今日的課題

手話の語彙を増やす必要、特に語彙のうち名詞を増強することは重要な課題である。樺島忠夫氏^(註3)は名詞の重要性を主張し、国語自体が変遷の過程にあることを示している。彼は今の日本社会を前提として次のように国語文の現状を説明する。

「文章に含まれる大半の語は和語である。和語は基本的な語であるが、その働きは文章の中で、文の骨組みを作ったり、文章の切れ続きを維持する役割を果たしている。一方、文章の内容を作りあげる、意味的に重要な語は外来語であり、もはや日本語に帰化していると考えられる漢語であり、日本で漢字を使って生み出された和製漢語である」

ここでは、詳しくは説明できないが「文の骨組みを作ったり、文章の切れ続きを維持する役割を果たしている」というのは、名詞以外の品詞、同時に文法のことだが、それらは変化しなくとも、日本語の名詞は意味的に重要な外来語、漢語、和製漢語にどんどんとて代わられている。例えば、国語では葡萄酒はワインに、魔法瓶はポットに代わり、またオリジナル、パック、トレイといった外来語が盛んに登場するが、国語文の構成（文法）はたいして変化しない。

手話も同様にその文法を説明し解釈する文法論の必要はあっても、文法そのものの変更などは必要なく、またできない。

語彙増強の課題についていえば、単に語を増やすということでなく、日常の社会生活の変化に伴う事

物の名称、「完全参加と平等」に向かうろう者によって開かれた世界の事物の名称、すなわち主に手話名詞の増強が課題となっているのである。

言語の生命は造語能力、それに伴うメッセージの生産性であるが、それはW・ストーキ (William C. Stokoe) が証明した手話の分節構造が立派に造語能力を示すであろう。現に日本手話研究所に全国から続々と寄せられる新しい手話、さらに手話研究所がオリジナルに創作した新しい手話、またそれら新しい手話の普及がそれを物語っている。

8. 手話通訳の課題

全国的な手話通訳者養成は昭和45（1970）年に始まった厚生労働省（当時厚生省）の「手話奉仕員養成事業」が最初であるが、これは都道府県、指定都市を実施主体とする国の補助事業であった。この事業によって手話通訳者が徐々に増加したこともあり、それ以前に手話通訳者であった人も含め、同年に全国手話通訳問題研究会（全通研）が発足した。

やがて問題となったのは都道府県、指定都市単位に実施され、実施主体毎に異なる手話通訳者の技術レベルのばらつきである。この克服のために連盟は全通研と協力して昭和59（1984）年に全国統一の手話通訳者養成のテキスト「初級手話教室」を発行するなど技術レベルの齊一に努めた。

平成元（1989）年には厚生労働大臣認定になる手話通訳士制度が発足、このレベルでは全国的な齊一性は達成された。しかし、日常の手話通訳活動の中心となる手話通訳者のレベルでは都道府県ごとに依然としてばらつきがあった。手話通訳者の活動が都道府県単位を越えた全国的なものになるにしたがって、これら手話通訳者、手話奉仕員等の名称に関わらず実質的に手話通訳を行う人の技術レベルの全国的な齊一性の必要は増した。

そこで、厚生労働省は平成10（1998）年に「手話奉仕員及び手話通訳者養成のカリキュラム」を策定、次いで平成11（1999）年に「手話奉仕員及び手話通訳者の学習指導要領」を発表、全国一斉に「手話奉仕員及び手話通訳者養成のカリキュラム」に基づく手話奉仕員及び手話通訳者の養成研修を行うこととした。さらに平成12（2000）年に社会福祉法及び身体障害者法は手話通訳事業を社会福祉事業として位置づけ、これにより手話通訳は法的根拠を獲得したのである。

社会福祉法人全国手話研修センター（以下研修センター）は、このような手話奉仕員及び手話通訳者の養成研修、テキスト出版、統一登録試験（以下統一試験）等の実施を目的として連盟、全通研、日本手話通訳士協会の3者によって（2002）年1月に設立されたものである。

手話通訳者・奉仕員養成カリキュラムの策定と普及により養成内容の地域格差は是正されつつあるが、その評価基準の地域格差を生じさせないこと、手話通訳者の資質の齊一化を図ることを目的に平成14年12月に第2回（前年にモデル事業として第1回目を実施している）手話通訳者統一試験を、研修センターが実施した。統一試験は平成17（2005）年の今年度で5回目を迎える35県で実施されている。過去4回の受験者数は2,517名となっており、本試験を通して、手話通訳者養成研修受講者の目的意識、養成の課題も明確になってきている。

9. 手話通訳者統一試験の概要

筆記試験ではカリキュラムに定められた「聴覚障害の基礎知識」「手話の基礎知識」「聴覚障害者の生活」「障害者福祉の基礎」「聴覚障害者活動と聴覚障害者福祉制度」「ボランティア活動」「手話通訳の心構え」「身体障害者福祉概論」「ソーシャルワーク概論」「手話通訳の理念と仕事I・II」「ことばの仕組み」「手話通訳者の健康管理」および「聴覚障害児の言語発達」の科目から出題をし、手話通訳者に

必要な知識を問うている。

実技については受験者の能力を多面的に評価するために2つの試験を実施している。一つは場面通訳試験、通訳場面における手話通訳を評価する試験、例えば介護についての相談窓口、学習会の場面等、実際の通訳場面に近い状況を設定し同時通訳をする、聞き取り通訳、読み取り通訳の技術を評価している。

もう一つは手話の要約試験、3分ほどの手話を見て指定された文字数に日本語要約をするもので、手話の理解、読解力、表現力を評価している。筆記については全国手話研修センター作成テキストの中から出題している。実技については手話通訳者養成実践課程の到達度を測るレベルのものを出題している。

10. 評価の基準

手話通訳者の仕事は、手話通訳を必要とするろう者と健聴者双方へのコミュニケーション保障と双方への情報提供に整理されている。手話通訳者養成ではその目標を「身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務について理解と認識を深めるとともに、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得する」とし養成の最終カリキュラムでは到達目標を「聴覚障害者の理解力に応じた手話通訳が可能なレベル」と定めている。

通訳者として必要な知識としては上記内容で十分とは思われるが、研修センターではあらゆる聴覚障害者の理解に応じた……と言うことを考えると「聴覚障害児の言語発達」についての知識も必要と考え講義を追加した。

またここで言う通訳者は実際に活動する登録通訳者であるところから、通訳依頼から報告までを「コーディネーターの役割」の中で整理し通訳者が担う役割をさらに明確に学んで貰うために指導書に追記している。本試験では以上のことが達成されているかどうかに評価の基準をおいている。

〔技術の評価〕

☆ 場面通訳試験

長文の読み取り通訳・聞き取り通訳と単文の読み取り・聞き取り通訳の単文で構成した場面を設定し、全体評価と個別評価を実施している。

- ① 全体評価は会話のスムーズさ・通訳者の姿勢・話し手の雰囲気の伝達・日本語や手話表現の明確さ等を評価の基準としている。
- ② 個別評価では基本的に、話し手の伝えたい内容が伝えられているかを評価し、さらに、より的確に伝える工夫ができているかと2段構えの評価基準を策定している。

☆ 手話要約試験

手話の要約試験は3分ほどの手話表現を与えられた字数に日本語でまとめる、ここでは手話を見てわざることや話のポイントを把握する読解力と手話を日本語にまとめる表現力を全体評価と個別評価をしている。

- ① 全体評価は主に日本語表記について評価する。
- ② 個別評価は話のまとまりごとのポイントが要約されているかを評価する。

手話表現や読み取り表現の学習の中で取り扱う手話は「日本の手話」と整理している。養成カリキュラムの到達目標である「あらゆる聴覚障害者の理解に応じた……」からでも明確なように手話を使う人々は多様であり、またその人々は対象者や場によっても手話を様々に使い分けている。

厚生労働省策定指導要領において、このカリキュラムで言う手話とは「現在日本の聴覚障害者が日常生活において一般的に使用している手話」を「日本の手話」としている。

また養成の学習過程で取り扱う手話は「日本語に即した手話（日本語に即して表現された手話の意味）や手話文法に則した表現（手話文法に則して表現された手話表現の意味）」の技術を習得するとなっている。また、ここで言う基本文法とは「現在日本の聴覚障害者が日常生活において一般的に使用している手話の共通的な特徴」と整理している。

研修センターは、発足して日も未だ短く、折からの社会福祉基礎構造改革のあおりを受けて公的助成は限られている。そのため、計画され予定された本格的事業の展開にはまだ日がかかるだろう。しかし、平成18（2006）年には、連盟所属の日本手話研究所（以下研究所）の研修センターへの移管が決まっている。そこで研究所の事業を若干紹介する。

11. 日本手話研究所の事業

研究所の前身は「わたしたちの手話」を発行した手話法研究委員会である。その後手話が単にろう者を越えて社会的課題となるに及んで、それに相応しい研究体制の整備を目的として昭和62（1987）年に連盟組織として研究所が発足した。研究所は日本手話確定普及研究部、外国手話研究部、ろう教育研究部、「日本語・手話辞典」編集室に分かれて手話研究などを進めた。

ろう教育研究部はろう教育に関する文献資料を収集し、手話教育の実践や評価を紹介、専門家との連携を通じ、手話教育の世論喚起に努めた。また奈良、三重、大分等の幼稚部担当者を招いて、幼児期からの手話導入に関する検討を行った。さらにスウェーデンなど外国から手話教育の専門家を招いて講演会を実施し、次いで手話で音声書記語を教えるビデオ付き教材「アダムスブック」を参考に「日本語版アダムスブック」を目指すワークショップを実施するなど、ろう学校における手話教育の発展を目指した。

その後ろう学校の先生方との話し合いの中で独自の教材を開発するより、現在日本で使用されている国語科教科書を手話に翻訳した教材の方が学校現場で使いやすいとの意見を得た。

そこで独自教材の開発は長期目標とし、当面教科書を手話に翻訳した教材開発にとりかかり、平成13（2001）年には小学校国語科の低学年用手話教材ビデオを試作、希望するろう学校での試用を行った。手話教材ビデオは光村図書発行の「こくごー下・くじらぐも」などで手話語りは手話に堪能なろう者を起用、各校の担当者から概ね好評を得た。

その後小学校国語科2年までの手話教材ビデオを作成し、引き続き3年の手話教材ビデオを福島県立ろう学校教諭の協力を得て試作品を完成、指導計画作成などのワークショップを開催した。3年の手話教材ビデオは平成17（2006）年4月に完成予定である。

しかし、既刊の手話教材ビデオは当初予定を大幅に越える本数を増刷しているため、教科書発行会社より助言を受けて、海外在住者も含む著作権使用許諾手続きを改めて行った。

また、手話教材ビデオの使用を広げるために、「ろう学校の先生のための手話ワークショップ」など実践的な研修会を開催、多数のろう学校先生の参加を得た。さらに、単に教材を提供するだけでなく、どのように教室で使用するか、手話と国語を具体的にどう結びつけるかなどを学ぶために「ろう学校の先生のためのワークショップ」を毎年開催、それらの成果は平成14（2002）年3月の「手話ビデオを活用した実践事例検討会」によって報告され、成果が共有された。

研究所の研修センター移管後も手話教材ビデオの著作権処理を光村図書など教科書発行会社の協力を得て進め、手話教材ビデオの拡充、実践的な手話教育の開発に努める方針である。なお、手話研究所よりこれまでの経過などをまとめた報告書「手話を活用したろう教育実践」が2005年春に発行されている。

12. 「全国手話検定試験」

致命的な問題はろう学校でこれら手話教材ビデオを活用できるだけの手話能力をもった先生が決定的に少ないとある。またろうの子どもを教えるだけの手話能力は短期間では身に付かず、熱意をもって長期のトレーニングに耐えてしか身に付けることができない。中途半端の手話は子どもを惑わせ、先生と子どもの間に不信を植え付けることにもなり得る。

しかし、ろう学校の先生に求められるのは手話通訳とは違った能力、ろうの子どもたちとの直接の手話コミュニケーション能力である。これは、手話通訳者とは違ったレベルで手話能力の習得を図らなければならぬ。それはろう学校の先生だけでなく、福祉事務所のカウンセラー、病院の看護婦や医師、銀行など窓口でろう者と接触する社員、電車・バス・航空機の乗務員など手話通訳を介さないで直接ろう者とコミュニケーションしなければならない人にとって必要な能力である。

また、ろう者の側からも手話が広く国民に普及し、多くの人達と自由にコミュニケーションできることとは「完全参加と平等」への布石として重要である。

そこで手話通訳者でなく、ろう者と手話コミュニケーションのできることを目指してテキスト、カリキュラムを整備しながら「手話学習者の到達レベルを評価」するために2006年度に「全国手話検定試験」を発足させる方針である。

今のところ5級からスタートして4級、3級、2級、準1級、1級の6段階の資格を設け、5級で手話単語200～300程度、1級で3,000語程度を習得することを目標としている。

そして、手話通訳制度との関連性も考え、「全国手話検定試験」2級以上の資格を取得した上級者が希望するなら手話通訳者に必要な知識、技術を修得することによって、手話通訳者登録試験に合格できるようにプログラムを組み立てる方針である。

手話を学習し、その到達レベルを知ることができるなら、学習者にとって励みとなることであろう。ろう学校に少なくとも2級以上の先生を十分揃えることが必要だが、それは長期的な課題となるが、目標は明確にみえる。

近い将来研修センターは健聴の先生方が手話を身につける研修コースを設けると共に、ろう者の先生も含め手話を通じてリテラシーの獲得を目指す調査、研究する部門を用意できるように努めたい。

(註1) 川渕依子編著 (2000) 「手話賛美—手話を守り抜いた高橋潔の信念—」 サンライズ出版

那須英彰・須崎純一編著 (1998) 「藤本敏文」 筑波大学付属ろう学校同窓会

(註2) 京都府立盲学校創立百周年記念事業委員会 (1978) 「古川氏盲啞教育法」^{マニ}

(註3) 横島忠夫 (2003) 「日本語はどう変わるか」(岩波新書) 岩波書店

